

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
佐賀県教育庁東部教育事務所	佐賀市	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡
佐賀県教育庁西部教育事務所	武雄市	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡、藤津郡

第三条に次の一項を加える。

3 佐賀県教育庁西部教育事務所の支所として、佐賀県教育庁西部教育事務所北部支所を唐津市に置く。

第十九条第一項中「所長」の下に「、副所長」を、「指導主任を」の下に「、支所に支所長を」を加え、同条中第五項を削り、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「管かつ」を「管轄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、支所の総務に関する事務にあつては、この限りでない。

第十九条中第二項を第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 教育指導監は、所長を助け、所務の一部を掌理し、所長不在のときは、そ

の職務を代行する。

5 支所長は、上司の命を受けて、支所の分掌事務を掌理する。

6 副所長は、所長（教育指導監を置く教育事務所にあつては、教育指導監を含む。以下この項において同じ。）を助け、所務を整理し、所長不在のときは、所長の職務を代行する。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育事務所に教育指導監を置くことができる。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。